

14.5

14. 5-2331

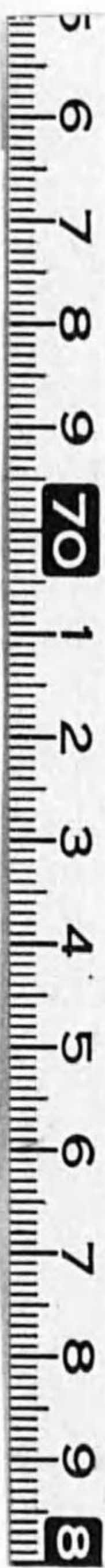


331

大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告第八輯

大阪府編

金剛寺所藏延喜式神名帳の調査



始



475

14.5
2334

大阪府史蹟名勝天然紀念物調查報告 第八輯

昭和十三年二月

大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告 第八輯

金剛寺所藏延喜式神名帳の調査

大 阪 府

14.5
2334



例 言

一、本調査報告書は、前後三回に亘つて發見せられた本府南河内郡金剛寺所藏延喜式神名帳殘缺を調査し、報告書第八輯として出版するに至つたものである。

一、本輯の調査と起稿は、専ら委員魚澄惣五郎氏を煩はした。

一、調査に當つて金剛寺當事者諸氏が寄せられた種々の便宜を茲に厚く感謝する。

昭和十三年二月



金剛寺所藏延喜式神名帳解説

吉野朝における勤皇護國の寺として顯著なる府下南河内郡天野山金剛寺所藏にかゝる延喜式古寫本について、その一部残缺は既に國寶に指定されてゐたが、昭和十年七月當寺所藏の大藏經整理に當り、更らに多くの斷簡が発見されたので、その内神名帳のみに關し、他の古寫本と比較検討した結果をこゝに略説し、且つ寫眞版として上梓することとした。

今本寺に所藏され現存せるものは、卷第九卷第十二卷第十四卷第十六の四卷であつて、その内第十四第十六は首尾を缺き、卷第九の神名帳は山城大和河内和泉攝津及び伊賀の一部が存する。各卷所々に朱墨兩様の傍訓聲點乎古止點校異朱標目等を施し、卷第十四の末尾には朱筆を以て、





(書奥第二十卷)

大治二年六月二日以秘本移點了
(花押)

と奥書して、その年代を明記し、少くとも崇徳天皇の御代以前の古寫本たることを示してゐるのは注意さるゝところである。而もまた卷第十二の末尾には墨書で、

朱點故允亮朝臣說也墨點者故
 不點墨本定也。

との奥書が存してゐる。故允亮朝臣の説に従つて、朱點を加へたのことは、注意を惹くことであらねばならぬ。惟宗允亮はいふまでもなく明法道の大家で、



(書奥第四十卷)

政治要略百三十餘卷の作者として知られてゐるが、また寛弘四年には河内守に任ぜられて、その國に赴任し、同五年九月には河内大縣郡普光寺に住してゐたことが、政治要略に見えてゐる。普光寺と金剛寺とは程遠からぬところであり、金剛寺にかくの如き古寫本の存する所以は、程近き普光寺とに何等かの因縁があつたからであらうとも想像せられる。

また卷第九及び卷第十二に朱筆を以て「弘」「貞」「延」「府」等の首註が施されてゐることは、他の諸本に類無く、それがそれぞれ弘仁式貞觀式延喜式を意味し、今までに所傳なき弘仁式貞觀式復舊の資料

ともなるであらう。

この他猶卷第九神名帳の首註〔朱筆〕に〔寛大延〕とか〔生〕府が存する。「府」と首註されたのは高市郡五十四座〔和泉郡廿八座〕と記されたところに存し、恐らく國府の所在地を示したものであらう。攝津西成郡一座と記したところの首註に〔生〕とあるはその意味が明かでない。或は西〔生〕郡とも記したことを注記したものかも知れない。今その他の首註の加へられてゐる神社を擧げると、次の通りである。「貞」と朱註されたものは、宮中神御食津神社をはじめ、山城では乙訓郡箕原神社、葛野郡墮川神社、同郡深川神社、同郡平野神四社、同郡伴氏神社、愛宕郡高橋神社、大和では廣瀬郡櫛玉比女命神社、吉野郡丹生川上神社、高市郡久米御縣神社、十市郡下居神社、山邊郡石上市神社、和泉では大鳥郡大歳神社、攝津では住吉郡多米神社、有馬郡有間神社等の諸社があげられ、また〔延〕と首註あるものは、宮中神では大宮賣神社、京中神社では左京四條坐神一座、山城では紀伊郡天穗日命神社、大和では城上郡高屋安倍神社等があり、その他の首註〔貞改號〕又は〔貞改名〕とあるものは、葛上郡鴨都波八重事代主神社、同郡大倉比賣神社、十市郡坂門神社等が見え、また〔貞加一座〕或は〔貞加四座〕等と首

註せるものは、宇陀郡櫻實神社、安宿郡杜本神社、若倭彦命神社、若江郡坂合神社、栗栖神社、和泉郡積川神社等があり、また〔寛大延〕と首註せるものに菟原郡河内國魂神社がある。これは恐らく寛平の頃大社であつたのが、延喜式では小社に列格したことを意味するのであらう。

即ちこれ等において〔貞〕とあるのは貞觀式において加へられた神社を意味し、〔延〕とあるのは延喜式に追加された神社を意味し、また〔貞四座加〕等とあるのは貞觀式において新に四座を加へられたことを云ひ、〔貞改名〕とあるのは弘仁式における名稱を貞觀式にて改められたことを意味するのである。これらの一部は六國史等の他の文献によつて傍證し得るやうである。しかし金剛寺本延喜式卷第九において、例へば卷第十二等に示されたやうに、弘仁式を意味する〔弘〕云々の首註の存するものがない。このことは元來延喜式は、弘仁貞觀兩式を綜合して統一されたものとせば、その間の事情を明かに判ずることは出来ないけれども、神名帳に關する限りはその殆んどが弘仁式に由來するものであることを想像せしめる。即ち大體としては神名帳所載の神社は弘仁式貞觀式延喜式ともにほゞ同數位であつ

たらうことを推定せしめるもので、三代實錄元慶元年九月二十五日の條を見ると、天神地祇三千一百三十二神を祭られたことが記されてゐるが、延喜式神名帳では三千一百三十七座で、僅かに五座の相違あるのみである。もとよりその間、神社の變遷はあつたにしても、その總數において大きな差を生じなかつた譯である。

二

從來神名帳としては九條公爵家所藏本を最も貴重な古寫本と考へられてゐたが、これと金剛寺本と彼是對照すると興味深いものが多く、而も九條家本が金剛寺本に據つたものでないかと思はれるまでに類似する部分があり、例へば伊賀阿拜郡九座大一座 小八座とあるべきに、金剛寺本九條家本ともに小十八座と誤つてゐる如き、また金剛寺本の脱落・誤謬を九條家本によつて補正することの出来る部分もある。例へば九條家本では東海道十五ヶ國の次に「大四百九十二座」とあるべきを書落してゐるが、金剛寺本では山城國小六十座としてゐるに拘らず、九條家本では六十九座を正確に記してゐる。また吉野郡十座の下に、金剛寺本では別筆にて

日本後紀第廿六卷弘仁九年四月大和國吉野郡兩師神授從五位下以祈雨也。と國史の記事を引いて注記してゐるが、九條家本は本文と同筆にて注記してゐる。これは他の諸本にも見ないところで、いかにも九條家本と金剛寺本との接近を思はせる。

神名傍訓にしても九條家本金剛寺本共にあるものもあれば、互に傍訓無きもの、或は有するものがそれ／＼存して、兩本參照していよ／＼完璧を期し得るもので、全體として九條家本の方がやゝ流布本に近いことを思はせる。

また九條家本は大和國神名帳の項より假名遣の變化が認められるので、大和國以前の傍訓假名には「ス」の異體假名たる「ハ」は三ヶ所のみであるに反し、大和國以降の傍訓には「ス」なく「ハ」のみを使用し、また「マ」は「フ」、「マ」が前項には存するに反し、後には「フ」のみとなり、「ツ」も大和國以前では「ツ」を用ひ、大和國以後では「ハ」のみとなつてゐる。然るに金剛寺本では現存する範圍において「ス」はすべて「ハ」、「マ」はすべて「フ」であり、「ツ」はすべて「ハ」のみである。

その他注意せられるものとして、山城乙訓郡茨田神社は、流布本は「マ」ンダと訓み、

九條家本はマタ、金剛寺本はマタノ及びスイタと訓じてゐる。

一體傍訓の分量から云へば、金剛寺本は九條家本よりも多く、傍訓が九條家本にあつて金剛寺本にないもの一三三あり、諸國郡名も金剛寺本には大方傍訓を附してゐる。また金剛寺本の傍訓假名付には異體假名の多いのみでなく、漢字と併用してゐる所がある。例へば葛木座一言主神を「イ矢言」_ニとし、大神大物主神社を「オホム和」とし、室生龍穴神社を「リウ穴ノ」と記せる如きは、萬葉假名の名残を多くとゞめたものと考へらるべきであらう。

次に金剛寺本は「ホ」と「ヨ」とが至るところ混雜し、もとその區別が明かでなかつたかと思はしめる程で、且つ別筆で「ヨ」を「ホ」と正してゐる所があり、また「テ」と「チ」との區別も明かでないと思はれる點がある。「エ」は多く「レ」を用ひ、御杖神社を「_ル」_レ殖粟神社を「_レクリ」と傍訓してゐる。「サ」については金剛寺本「サ」が廿三、七が十四あり、九條家本では「サ」が七、七が十九で、これは異體假名が九條家本に多い。「ミ」は金剛寺本「_ル」五十、_ル三十一、「ミ」五であるに對し、九條家本では「_ル」三十九、「_ル」なく、「ミ」十七である。

假名遣法については「オ」と「ヲ」「シ」と「チ」「イ」と「ヒ」等において金剛寺本は正確に歴史

的假名遣法により、九條家本は音訓によつてゐて、區別をしてゐない。その例は

葛野郡	櫛谷神社	イチヒタニ	(金本)
添上郡	狭岡神社	サヲカ	(金本)
宇智郡	一尾背神社	ヒトヲセ	(金本)
城上郡	他田坐天照御魂神社	ヲサダ	(金本)
河内郡	枚岡神社	ヒラヲカ	(金本)
和泉郡	聖神社	ヒシリ	(金本)
日根郡	男神社	ヲカミ	(金本)
河邊郡	小戸神社	ヲヘ	(金本)
阿拜郡	小宮神社	ヲミヤ	(金本)

等の如くである。かゝる假名遣法が従來の説によれば、一條天皇の頃から次第にくづれて來たものとすれば、この點のみから見ても金剛寺本は九條家本よりも時代的によほど遡るべきものと推定せられる。

神名の訓については、金剛寺本は流布本及び九條家本と異なるものがあつて、寧ろ

金剛寺本の傍訓に首肯さるべきものが存する。例へば、

	(流布本)	(九條家本)	(金剛寺本)
山城 久世郡 巨掠神社	オクラ	オホクラ	コムク
綴喜郡 佐牙乃神社	サガノ	サカコノ	サカノ
同 天神社	アマツカミノヤシロ	アマツヤシロ	アメノ
同 地祇社	クニツカミノヤシロ	クニツヤシロ	チノキ
大和 山邊郡 石上市神社	イソノカミイチ		イハガミイチ
河内 石川郡 科長神社	シナカ	シナナガ	シナナガ
若江郡 矢作神社	ヤハギ	ヤツクリ	ヤツクリ
澁川郡 路部神社	跡部又はミチノヘ		ミチノ
大縣郡 石神社	イシカミ		イハカミ
和泉 大島郡 石津太神社	イシツタ	イハツタ	イハツタ
同 高石神社	タカイシ(タカシ)	タカイハ	
和泉郡 山直神社	ヤマタヘ	ヤマナホ	ヤマナホ
攝津 川邊郡 賣布神社	メフ	ヒメフ	ヒメフ
伊賀 伊賀郡 木根神社	キネ	コノネ	キノネ

尙山城乙訓郡の「白玉手祭來酒解社」の如きは、流布本等にも凡て脚註に「元名山崎社」とあるものであるが、九條家本にも金剛寺本にも同様な脚註が存してゐる。従つてこれが平安時代既に存したものであることが祭せられると共に、金剛寺本の如きは酒解神社の傍訓として「ヤマサキ」と記してゐることなど、この寫本の成立時代には明かに酒解神社を「ヤマサキ」と讀んでゐたことが明かにされて興味深い。

いづれにしても異體假名の使用に關して、また假名遣法の九條家本等に對してより正確なること等によつて、この寫本が現存古寫本中の最古のものに屬し、尠くとも平安時代後期のものたることが知られるのである。併し現存の殘缺は伊賀國神名帳の項までを存し、その他の諸國が缺逸してゐることは、まことに遺憾とするところである。

圖

版

大四百九十二座
 三月 至 遊曆所 千 次 數
 上宮 奉 幣 物 廿 七 月 三 日 有 耳 矣
 百 八 座 差 違 行 年 間 錄
 千 六 百 七 座
 一 四 百 卅 三 座 差 規 祈 年
 高 中 神 坐 六 座
 神 祇 當 西 院 坐 漸 坐 奉 茶 神 卅 三 座 差 大 月
 樹 坐 奉 神 八 座 差 以 上 祈 年 中
 高 橋 坐 奉 幣 物 五 座 高
 神 坐 日 神
 御 坐 奉 神 八 座 差 以 上 祈 年 中
 生 産 日 神
 足 産 日 神
 御 坐 奉 神 八 座 差 以 上 祈 年 中
 御 食 奉 神
 表 代 三 神
 生 産 日 神
 種 坐 日 神
 生 井 神
 種 井 神
 生 産 日 神
 經 長 奉 神
 遠 比 奉 神
 阿 彌 奉 神
 御 門 坐 奉 神 八 座 差 大 月
 梯 石 坐 奉 神 四 座 門
 豐 石 坐 奉 神 四 座 門
 生 嶋 坐 奉 神 二 座 差 大 月
 生 嶋 坐 奉 神 二 座 差 祈 年
 生 嶋 神
 生 嶋 神
 宮 内 省 坐 奉 神 三 座 差 祈 年

白土千登交河解神大月次 神足神社

高野郡廿座大十四座

高野坐月神大月次 木嶋坐天照御魂大月次

瀨川神社 阿刀神社 松尾神社大月次

淡川神社 瀨川神社 櫻井神社

久保郡廿座大十三座

石田神社大月次 櫻井神社大月次 伊勢白神社大月次

茨見神社 伊勢白神社大月次 伊勢白神社大月次

伊勢白神社大月次 伊勢白神社大月次

宇治郡廿座大十三座

榊井神社大月次 朱智神社大月次

榊井神社大月次 榊井神社大月次

栗神社 榊井神社大月次 佐野乃神社大月次

酒屋神社 榊井神社大月次 天神社

地祇神社 榊井神社大月次

榊井郡廿座大十二座

榊井神社大月次 榊井神社大月次

榊井神社大月次 榊井神社大月次

榊井神社大月次 榊井神社大月次

榊井神社大月次 榊井神社大月次

榊井神社大月次 榊井神社大月次

四國神社大月次

大和國言廿座

大百廿八座大九座

小一百五十八座大九座

添上郡廿七座大九座

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

瀨川神社大月次 瀨川神社大月次

四國神社大月次

昭和十三年三月二十五日印刷
昭和十三年三月三十一日發行

大
阪
府

大阪市此花區上福島南三丁目二六二

印刷者 中 島 政 藏

電話福島六六〇番

14.5
233

終